

## 一般社団法人日光市観光協会入会手続等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人日光市観光協会定款（平成25年12月1日改正。以下「定款」という。）第6条の規定により一般社団法人日光市観光協会（以下「協会」という。）に入会するものの手続並びに定款第7条の規定による入会金及び会費に関し、定款及び別の規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 協会に入会しようとする者は、一般社団法人日光市観光協会入会申込書（様式第1号）により会長に申請しなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、定款第6条第2項の規定により理事会により入会の可否を決定し、入会を認めるときは、一般社団法人日光市観光協会会員証（様式第2号）を交付するものとする。

(入会金及び会費)

第3条 定款第7条第1項及び第2項の規定により別に定める入会金、会費及び賛助会費は、別表のとおりとする。

(年度途中の入会に伴う会費)

第4条 年度途中において入会した者の当該年度の会費は、前条の規定にかかわらず、別表により算定した当該入会をした者に該当する年会費を12で除した額（当該額に百円未満の端数が生じた場合は百円未満を切り捨てた額）に入会の決定を受けた月を含めて当該年度の残り月数を乗じて得た額とする。

(会員資格の喪失)

第5条 会長は、定款第5条第1項第1号に定める正会員又は同項第2号に定める賛助会員（以下「会員」という。）が定款第8条の規定に該当し、その資格を喪失したと認めるときは、同条第1号及び第4号の場合を除き、その理由を付して一般社団法人日光市観光協会会員資格喪失通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

(退会)

第6条 会員が定款第9条の規定により退会しようとするときは、あらかじめ一般社団法人日光市観光協会退会届（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

2 年度途中において退会した者の当該年度の会費は、年会費を12で除した額

(当該額に百円未満の端数が生じた場合は百円未満を切り捨てた額)に当該年度の入会月数を乗じて得た額とする。なお、退会の提出を受けた月は入会月数に含めるものとする。

(除名)

第7条 会長は、定款第10条第1項の規定により除名が決定されたときは、同条第2項の規定に基づき一般社団法人日光市観光協会会員除名決定書(様式第5号)により通知するものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、入会の手続その他必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)に現に一般社団法人日光市観光協会定款(平成25年12月1日改正。以下「定款」という。)改正前の一般社団法人日光観光協会並びに解散前の特定非営利活動法人鬼怒川・川治温泉観光協会、特定非営利活動法人湯西川・川俣・奥鬼怒温泉観光協会及び今市観光協会(以下これらを「解散等前の協会」という。)の会員で、施行日に引き続き定款改正後の一般社団法人日光市観光協会の会員となった者の会費は、第3条の規定にかかわらず、平成25年度に限り、施行日前日に加入しているそれぞれの解散等前の協会が定める会費額とする。

3 施行日前に解散等前の協会のいずれの会員でない者で、施行日から平成26年3月31日までに新たに定款改正後の一般社団法人日光市観光協会の会員となった者の平成25年度の会費は、第3条の規定にかかわらず、徴収しないものとする。ただし、会長が徴収する必要があると認めた場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表（第3条関係）

## 一般社団法人日光市観光協会会費算定基準

(1) 入会金 0円

(2) 会費

① 正会員

会費均等割額 年額 8,000円

会費加算額 業種及び事業規模に応じた加算額（年額）は次のとおりとする。

※会費均等割額8,000円に会費加算額（A）を加えた合計金額を会費（年額）とする。

業 種	事業規模	均等割額 (円)	加算額（円） (A)
a 宿泊関係（ホテル・旅館・ ペンション・民宿等）	収容人数500人以上	8,000	150,000
	収容人数200～500人未満	8,000	100,000
	収容人数100～200人未満	8,000	50,000
	収容人数50～100人未満	8,000	25,000
	収容人数50人未満	8,000	5,000
b 飲食・物販関係（飲食店・ レストラン・みやげ店・商 店等）	営業面積200㎡以上	8,000	12,000
	営業面積100～200㎡未満	8,000	8,000
	営業面積100㎡未満	8,000	5,000
c 製造業・卸売業関係	従業者数100人以上	8,000	12,000
	従業者数10～100人未満	8,000	8,000
	従業者数10人未満	8,000	5,000
d レジャー・文化施設（スポ ーツ・レクリエーション・ 博物館等）	年間利用者数20万人以上	8,000	100,000
	年間利用者数10万～20万人未満	8,000	80,000
	年間利用者数3万～10万人未満	8,000	50,000
	年間利用者数3万人未満	8,000	30,000
e 上記以外の業種（理容・保 険・不動産・電気設備・燃 料・個人等）	法人会員 資本金1千万円以上	8,000	12,000
	法人会員 資本金1千万円未満	8,000	8,000
	個人及び個人事業主会員	8,000	4,000

※この表に該当しない関係団体（交通、金融、協同組合、財産区、商工会議所、公的機関、市外事業者等）の会費（均等割相当額を含む）については協議のうえ決定する。

②賛助会員 年額4,000円

③その他

- ・複数の業種を営む場合は、業種ごとに会費加算額を比較し、最上位の会費加算額を適用する。
- ・市内で複数の旅館や複数の店舗等を営業している場合は、その事業規模を合計し会費加算額を算出する。

一般社団法人日光市観光協会入会申込書

一般社団法人日光市観光協会

会 長 様

一般社団法人日光市観光協会の趣旨に賛同し入会を申し込みます。

申込日 年 月 日

種 別	1. 正会員（協会の目的に賛同して入会） 2. 賛助会員（協会の事業を賛助するために入会） ※賛助会員には社員総会時の議決権はありません。		
会 員 名 (個人又は団体)			
代表者の役職及び氏名	役 職 氏 名 <span style="float: right;">(印)</span>		
所属組合名	※組合に加盟されていない場合は「一般」とご記入ください。		
住所又は所在地	〒 TEL ( ) FAX ( )		
URL/E-MAIL	U R L ( h t t p : // ) E - M A I L ( @ )		
業種・事業規模・会費加算額	業 種 ※該当の業種を○で囲む	事業規模	会費加算額 ※別紙会費算定基準(A)欄の加算額を記入
	a 宿泊関係(ホテル・旅館・ペンション・民宿等)	収容人数 人	円
	b 飲食・物販関係(飲食店・レストラン・みやげ店・商店等)	飲食・物販の合計営業面積 m <sup>2</sup>	円
	c 製造業・卸売業関係	従業者数 人	円
	d レジャー・文化施設(スポーツ・レクリエーション・博物館等)	年間利用者数 人	円
	e 上記以外の業種(理容・保険・不動産・電気設備・燃料・個人等)	資本金 円 ※個人経営の場合は記載不要	円
●賛助会員の会費は一律4,000円となります。		会費均等割額	8,000円
		合 計	円

(裏面)

※会費加算額については別紙の一般社団法人日光市観光協会会費算定基準を参照のうえ、該当する加算額をご記入ください。この加算額に均等割額8,000円を加えた金額を合計欄に記入して下さい。この合計額が会費(年額)です。なお、入会の可否及び会費確定額については審査のうえ決定し、本人に通知します。

※複数の業種を営む場合や複数の旅館・店舗等を営む場合は注意事項をご覧のうえ、ご記入ください。

※一般社団法人日光市観光協会会費算定基準に該当しない関係団体(交通、金融、協同組合、財産区、商工会議所、公的機関、市外の団体等)の会費(均等割相当額を含む。)については協議のうえ決定します。

#### 注意事項

① 複数の業種を営む場合は、業種ごとに会費加算額を比較し、最上位の会費加算額が適用になります。

例) 収容人数50人の旅館と営業面積80㎡の飲食店との2つの業種を営んでいる場合

- ・収容人数50人の旅館の会費加算額は、別紙「一般社団法人日光市観光協会会費算定基準」により会費加算額が25,000円となります。また、営業面積80㎡の飲食店は同基準表により加算額が5,000円となります。この場合、最上位の加算額が適用されるため、会費均等割額8,000円に会費加算額25,000円を加えた33,000円が合計会費額となります。

② 市内で複数の旅館や複数の店舗等を営業している場合は、その事業規模を合計し会費加算額を算出させていただきます。

例) 収容人数100人の旅館と収容人数200人の旅館を営んでいる場合。

- ・2つの旅館の収容人数の合計が300人であるため、別紙「一般社団法人日光市観光協会会費算定基準」により会費加算額が100,000円となります。会費均等割額8,000円に会費加算額100,000円を加えた108,000円が合計会費額となります。

例) 営業面積120㎡のレストランと営業面積60㎡のみやげ店を営んでいる場合。

- ・レストランとみやげ店の営業面積の合計が180㎡であるため、別紙「一般社団法人日光市観光協会会費算定基準」により会費加算額が8,000円となります。会費均等割額8,000円に会費加算額8,000円を加えた16,000円が合計会費額となります。

例) 従業者数100人の食品製造工場と営業面積50㎡と100㎡の飲食店2店舗を営んでいる場合。

- ・従業者数100人の製造業・卸売業関係の加算額は、別紙「一般社団法人日光市観光協会会費算定基準」により会費加算額が12,000円となります。また、2つの飲食店の営業面積の合計は150㎡であるため、同基準表により加算額が8,000円となります。この場合、最上位の加算額が適用されるため、会費均等割額8,000円に会費加算額12,000円を加えた20,000円が合計会費額となります。

一般社団法人日光市観光協会  
会 員 証

会員区分 \_\_\_\_\_

会員番号 \_\_\_\_\_

会 員 名 \_\_\_\_\_

一般社団法人日光市観光協会正（賛助）会員であることを  
認めます

年 月 日

一般社団法人日光市観光協会  
会 長



一般社団法人日光市観光協会会員資格喪失通知書

第 年 月 号  
年 月 日

様

一般社団法人日光市観光協会  
会長



次のとおり、会員の資格がなくなったので通知します。

- 1 資格を喪失した日 年 月 日
- 2 資格を喪失した理由 定款第8条 第2号 ・ 第3号 該当

様式第4号（第6条関係）

一般社団法人日光市観光協会退会届

一般社団法人日光市観光協会

会 長 様

貴会を退会したいので退会届を提出します。

申請日 年 月 日

会 員 名 (個人又は団体)	
会員区分	
会員番号	
代表者の役職及び氏名	役 職 氏 名 <span style="float: right;">㊞</span>
所属組合名	※組合に加盟されていない場合は「一般」とご記入ください。
退会理由	
住所又は所在地	〒 TEL ( ) FAX ( )

第 号  
年 月 日

様

一般社団法人日光市観光協会会長 印

一般社団法人日光市観光協会会員除名決定書

あなたは、一般社団法人日光市観光協会定款第10条第1項の規定に基づく社員総会の決議により、次のとおり除名を決定します。

1 除名決定日 年 月 日

2 除名理由